

## 1 月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール [info@seko-tax.com](mailto:info@seko-tax.com)ホームページ <http://www.seko-tax.com/>

## 1 ごあいさつ

今月、事務所便り第82号を発行させていただきます。  
あけましておめでとうございます。今年もよろしくお  
願ひいたします。

今月は、年末年始に出かけた際に撮影した写真をご紹介  
させていただきます。



(写真は、世界文化遺産の宇治上神社です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりの  
ピックアップとしまして、**1月末までに提出すべき  
書類について、最近の税務関連状況**、税金以外のテー  
マとしまして**病気の「常識」は「非常識」 その4** を  
書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。

## 2 1月末までに提出すべき書類 について

今月は各役所に提出すべき書類がいくつかございます。  
それらの書類をすべてご説明するのは紙面の関係ででき  
ませんので、代表的なものをご説明させていただきます。

## ○税務署に提出すべき書類

税務署に提出すべき書類としましては、**法定調書**があ  
げられます。

昨年に税務署から郵送されてきております『令和元年  
分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出  
の手引』をご覧になっていただきますとどのような書  
類を提出すべきなのかを確認していただけます。

手引きをご覧いただきますと何種類もの書類の記載方  
法などが書かれておりますが、毎年提出することになる  
書類としましては、

『給与所得の源泉徴収票』、『報酬、料金、契約金及び  
賞金の支払調書』、『不動産の使用料等の支払調書』、  
『給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表』  
があげられます。

まず『給与所得の源泉徴収票』ですが、これは昨年末  
に各事業所で年末調整をした方全員の源泉徴収票を税務  
署に提出するわけではなく、提出する範囲が決まってお  
り、その範囲は次のようになっております。

受給者の区分	提出範囲
<年末調整をしたもの> 法人の役員及び現に役員を していなくても令和元年中 に役員であった方	令和元年中の給与等の支払 金額が <b>150万円</b> を超えるもの
<年末調整をしたもの> 法人の役員以外の者（従業 員）	令和元年中の給与等の支払 金額が <b>500万円</b> を超えるもの

<p>&lt;年末調整をしなかったもの&gt;</p> <p>「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した方</p>	<p>令和元年中の給与等の支払金額が</p> <p><b>250万円</b>を超えるもの</p> <p>ただし、法人の役員の場合には</p> <p><b>50万円</b>を超えるもの</p>
<p>&lt;年末調整をしなかったもの&gt;</p> <p>「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しなかった方</p>	<p>令和元年中の給与等の支払金額が</p> <p><b>50万円</b>を超えるもの</p>

\*給与所得の源泉徴収票は「**税務署提出用**」を使用し、**個人番号（マイナンバー）**を記載しないとけません。

\*『令和元年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』の3ページより一部抜粋

もっと詳しい提出範囲につきましては、手引の該当ページをご覧ください。



(写真は、奈良の春日大社です)

次に『**報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書**』ですが、提出する必要があるのは、法人又は個人事業で税理士などの士業の方々と顧問契約などを行っている場合です。この支払調書にも提出する範囲が決まっております。その範囲は次のようになっています。

区分	提出範囲
税理士などの士業などへの報酬・料金等	<p>同一人に対する令和元年中の支払金額の合計が</p> <p><b>5万円</b>を超えるもの</p>

\*報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書に**個人番号（マイナンバー）**を記載しないとけませんので、該当する税理士などの士業に**マイナンバー**を聞く必要があります。

\*『令和元年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』の23ページより一部抜粋

次に『**不動産の使用料等の支払調書**』ですが、提出する必要があるのは、令和元年中に不動産、不動産の上に存する権利、船舶（総トン数20トン以上のものに限ります。）、航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価（以下これらの対価を「不動産の使用料等」といいます。）を支払った法人（国、都道府県等の公法人を含みます。）と不動産業者である個人の方です。ただし、不動産業者である個人の方のうち、主として建物の賃貸借の代理や仲介を目的とする事業を営んでいる方は提出義務がありません。

<p>不動産の使用料等の支払調書の提出範囲</p> <p>同一の方に対する令和元年中の支払金額の合計が <b>15万円</b>を超えるもの</p>
---

\***不動産の使用料等の支払調書に個人番号（マイナンバー）**を記載しないとけませんので、該当する**不動産の所有者さん**などに**マイナンバー**を聞く必要があります。

\*『令和元年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』の25ページより一部抜粋

最後に『**給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表**』ですが、これはこれまでに説明いたしました「源泉徴収票」や「支払調書」を法人または個人事業が提出する際に提出枚数などを記載する合計表となっております。



(写真は、春日大社の境内になるお茶屋さんです)

### ○税務署以外に提出すべき書類

税務署以外に提出すべき書類としましては、

『給与支払報告書（個人別明細書、総括表）』、『償却資産（固定資産税）申告書』があげられます。

まず『給与支払報告書（個人別明細書、総括表）』ですが、『令和2年度 市町村に提出する給与支払報告書等の作成及び提出についての手引書』に詳しい説明がされております。

簡単にご説明させていただきますと、『給与支払報告書（個人別明細書）』（複写式）を作成し、上の2枚を従業員の方の住所地を管轄している役所ごとにまとめ、その役所ごとに『給与支払報告書（総括表）』に必要事項を記載して、この用紙に『給与支払報告書（個人別明細書）』と一緒に綴じて提出していただくことになります。こちらにもマイナンバーを記載しないとけません。

次に『償却資産（固定資産税）申告書』ですが、『償却資産（固定資産税）申告書の申告の手引』に詳しい説明がされております。こちらは紙面の関係で説明を省略させていただきます。

#### 【参考文献】

- ・令和元年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き
- ・令和2年度 市町村に提出する給与支払報告書等の作成及び提出についての手引書



(写真は、加古川市にある鶴林寺です)

### 3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項をご紹介します。

#### 相続税関連

日経新聞に「相続税申告漏れ最多 18事務年度 無申告者対象の調査」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・国税庁は、2019年6月までの1年間（2018事務年度）に全国の国税局などが実施した相続税の税務調査の結果を発表した。
- ・相続人から無申告だったのに申告漏れが見つかったケースが17事務年度比20.2%増の1232件に上り、追徴税額も同15.0%増の約101億円で、いずれも統計のある05事務年度以降、最多だった。
- ・国税庁は税の公平性の観点から、特に無申告事案を積極的に調査している。
- ・18事務年度は1380件の無申告事案を調査し、うち約9割で申告漏れなどがあつた。

などと書かれておりました。

＊相続税の基礎控除額が引き下げられたことで相続税を納めないといけな方が増えてきているのが影響しているでしょう。



(写真は、加古川市にある鶴林寺です)

#### キャッシュレス決済関連

日経新聞に「キャッシュレス決済の経費精算 紙の領収書保存不要に 政府・与党」、「税制、ビジネス効率重視 経費精算 電子データで領収書」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・政府・与党はクレジットカードや電子マネーなど現金を使わないキャッシュレス決済による経費精算で一定の条件を満たせば、税務申告に必要な領収書を紙で保存しなくても良いことにする方針だ。
- ・20年度の税制改正では領収書をデータで発行し、そのままデータで保存することを認める。
- ・紙の領収書をカメラで写してデータにするのではなく、取引内容や金額、日付などの決済データそのものを領収書として扱えるようにする。
- ・改ざんを防ぐため、外部からのデータ書き換えができないクラウドサービスでデータを管理することを条件とする。

などと書かれておりました。

\*これまではクレジットカード決済をしてもそのお店で発行された明細などを保存しておかないといけなかったのですが、その改正が実施されればキャッシュレス決済が増えてくるように思います。



(写真は、加古川市にある鶴林寺です)

#### 4 病気の「常識」は「非常識」 その4

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマについて毎回書いていくことにしております。

今回は、第68号～第70号で取り上げさせていただいた内容の続きとしまして「風邪は自分で治せる！」をご

紹介させていただきます。

参考文献には、

- ・風邪をひいて、不要な解熱剤を用いたり、抗生物質をのんだりすると、自分で治す力が著名に妨げられます。そのあげくが、治りが遅くなったり、治りが悪くなったりしてしまうのです。医者が余計なことをしないほうが、風邪はずっと治りがいいのです。
- ・風邪であったとしても、養生することなく無理に仕事を続けていたりすると、場合によっては恒常性を保ちきれなくなって、二次的に細菌感染などをひきおこし、気管支炎や肺炎などになってしまうこともあります。
- ・もともとは自分で持っている力で十分対処できる風邪でも、侮れば命にもかかってくるようになりますので、ほうっておいていいわけではありません。

などと書かれておりました。

風邪をひいても自然治癒力で治すことを続けていると自然治癒力が高まってくるのが分かります。ただアルコールを飲みすぎたりすると自然治癒力にも悪い影響がでます。

参考文献にも書かれているように軽い症状の場合は、薬に頼らずにゆっくり養生してみてもいいかもしれません。

#### 【参考文献】

- ・9割の病気は自分で治せる 著者 医学博士 岡本裕  
発行所 中経出版

#### 5 編集後記

JRで期間限定販売されている「青春18切符」を利用したことはありますか。

今回の冬販売の「青春18切符」を利用してJR福知山線の谷川駅でローカル線のJR加古川線に乗り換えてJR加古川駅まで遠回りルートで行って来ました。お正月なのに乗客も少なく車窓から田舎の景色を楽しみました。写真の掲載スペースがないのが残念です。

今月も最後までお読みいただきありがとうございます。